

令和 8 年度西区運営方針具体的取組内容

目 次

基本方針 1 安全で安心なまちづくりに向けたコミュニティ力の向上

経営課題 1-(1) 地域コミュニティの活性化

- 取組 1-(1)-① 人と人とのつながりづくりの活動支援（町会加入促進支援）
- 取組 1-(1)-② 地域活動の活性化
- 取組 1-(1)-③ 万博のレガシーを活かした多様な活動主体のネットワークづくり

経営課題 1-(2) 安全・安心で快適なまちづくり

- 取組 1-(2)-① 災害に強いまちづくり
- 取組 1-(2)-② 安全で快適な居住環境づくり
- 取組 1-(2)-③ 誰もが自分らしく生き生きと暮らせるまちづくり

基本方針 2 こども・子育て施策の充実

経営課題 2-(1) 安心して子育てや教育ができる環境づくり

- 取組 2-(1)-① 子育て環境の充実
- 取組 2-(1)-② 学校教育支援

基本方針 3 区長の権限・責任の拡充と区民参画のさらなる推進

経営課題 3-(1) ニア・イズ・ベターを徹底するための区役所づくり

- 取組 3-(1)-① 区民の声が反映される区政の推進
- 取組 3-(1)-② 窓口改革
- 取組 3-(1)-③ ICT を活用した効率的な区行政の推進

基本方針 1 安全で安心なまちづくりに向けたコミュニティ力の向上

<経営課題 1-(1) 地域コミュニティの活性化>

取組 1-(1)-① 人と人とのつながりづくりの活動支援（町会加入促進支援）

【1-(1)-①-ア 地域に根差した活動の支援】

- ◆ 防犯・防災・子育て・福祉など日常生活に密着した取組みが自治会・町内会等の身近な地域の活動主体によって担われていることを広く周知。
- ◆ それらにより、多くの人につながりづくりの大切さと地域活動への興味をもってもらい、自治会・町内会等の活動への参加や加入につながるよう支援。
- ◆ また、自治会・町内会等での活動が、個々人のサードプレイス（注）となり得る側面も紹介しつつ町会加入を促進する。

（注）サードプレイスとは、家や家庭をファーストプレイス、学校や職場をセカンドプレイスとした場合の、その人にとっての第3の居場所。自分にとって居心地がよく、かつ自分を高め楽しくなれる場。

【1-(1)-①-イ マンションコミュニティ活性化の支援】

- ◆ マンション管理組合やマンション自治会の有無、さらに自治会・町内会への加入状況等マンションの活動状況を踏まえ、マンションコミュニティの形成、活性化を支援。
- ◆ マンションコミュニティが自治会・町内会等といった地域とつながり、地域とともにある状況となるよう取り組む。

【1-(1)-①-ウ コミュニティ育成事業の実施】

- ◆ 全区民を対象に、誰もが楽しめる交流の場として「区民まつり」の開催や「たこあげ大会」、「科学のふしぎ発見」などの児童・青少年育成事業等を実施。
町会加入促進リーフレット等を作成し、転入者や子育て層を中心に自治会・町内会活動への参加・参画を呼びかける。



町会加入促進
リーフレット
（表面）



町会加入促進
リーフレット
（中面）



町会加入促進
リーフレット
（裏面）

取組 1-(1)-② 地域活動の活性化

【1-(1)-②-ア 地域活動協議会への支援】

- ◆ 地域の実情に即した自律的な地域運営を促進するため、まちづくりセンターを活用した支援など。
 - 1) 他の地域団体等との連携や地域活動への住民参加の支援
 - 2) 広報紙及びホームページ、SNS 等情報発信の支援
 - 3) 地域カルテ(注)の更新
 - 4) 各種広報媒体を活用した活動周知 など

(注)地域カルテとは、区役所とまちづくりセンターが地域課題やニーズ等を取りまとめたもの。

取組 1-(1)-③万博のレガシーを活かした多様な活動主体のネットワークづくり

【1-(1)-③-ア 多様な活動主体のネットワークづくり支援】

- ◆ 区の貴重な地域資源である「公園」を活用した代表的な取組み「韮公園バラ園コンサート」や「にし恋マルシェ」をはじめとするイベント、そしてそれらを実施する地域活動団体等を継続的に支援。
- ◆ 新たな活動団体等の発掘を図りながら、地域行事等において支援を求める地域団体との協働が進むように団体間の橋渡しを行うなど、ネットワークの拡充を支援。
- ◆ 大阪・関西万博を契機に新たに連携できた区内企業等とのつながりをレガシーとして継承し、それを核にさらに企業・大学・専門学校・NPO 等との連携拡充を推進。



韮公園バラ園コンサート



にし恋マルシェ

<経営課題 1-(2) 安全・安心で快適なまちづくり>

取組 1-(2)-① 災害に強いまちづくり

【1-(2)-①-ア 地域防災力の向上】

- ◆ 自主防災組織が主体となって実施する実際の災害を想定した避難所開設運営訓練などを支援することで、自主防災組織の災害対応力の強化と区民・企業の防災意識の向上を促進。
- ◆ 津波避難や日頃の備え等の啓発を目的とした、地域・企業等への防災出前講座を実施。
- ◆ 区内小中学校での「防災・減災教育カリキュラム」を支援。
要配慮者など多様なニーズを踏まえた、避難生活の環境改善に向けた備蓄物資の充実。
- ◆ 南海トラフ巨大地震の津波被害に備えて、津波浸水区域を中心とした津波避難ビルの拡充。
- ◆ 地域の防災活動の活性化を目的とした、災害救助部長・地域防災リーダー隊長会議や地域防災リーダー実技訓練等の実施。
- ◆ 医療機関との連携により福祉避難所を拡充し、災害時の医療救護体制の確保に取り組みむとともに、必要な訓練を実施する。



地域防災訓練 地域本部訓練



地域防災訓練 可搬式ポンプ操作訓練



防災出前講座



防災減災プログラム

取組 1-(2)-② 安全で快適な居住環境づくり

【1-(2)-②-ア 犯罪が起こりにくい地域環境整備】

- ◆ 街頭犯罪発生件数の8割以上を占める自転車盗難対策として、西警察署等と連携し、啓発活動等を実施。
- ◆ 地域住民及び学校、関係機関等の落書き消去活動を支援。
- ◆ 青色防犯パトロール巡回及び小学校の下校時の見守り活動等を実施。
犯罪被害防止を目的とした、若年層はじめ高齢者への特殊詐欺被害啓発活動や防犯出前講座等を実施。



自転車盗難防止ポスター



落書き消去活動



青色防犯パトロール巡回



防犯出前講座

【1-(2)-②-イ 交通安全運動の推進】

- ◆ 西警察署をはじめとした関係機関と連携し、交通安全運動を実施。
- ◆ 幼稚園・保育所(園)の園児への交通安全出前講座等を実施。
- ◆ 交通反則通告制度の導入を踏まえて、自転車運転時のヘルメット着用や「ながら運転」の禁止等法令遵守を徹底するため、及びマナー違反を根絶するための啓発を実施。



交通安全出前講座



放置自転車対策

取組 1-(2)-③ 誰もが自分らしく生き生きと暮らせるまちづくり

【1-(2)-③-ア 地域における見守り活動の支援】

- ◆ 高齢者・障がい者などに対する住民主体の見守り活動が組織的に継続できるよう、各地域に見守りコーディネーターを配置して福祉情報の提供や相談支援を行うとともに、地域住民や区社会福祉協議会と連携し、見守り活動に関する連絡会等が各地域で主体的に開催されるよう支援。
- ◆ 平時の見守りが災害時の助け合いにつながるよう、災害時における避難行動要支援者の個別避難計画について、関係機関と連携しながら、順次、その策定を進める。



見守り活動の様子

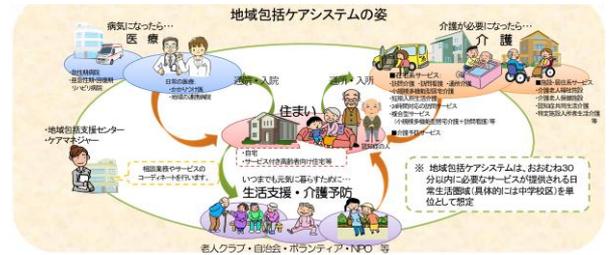
【1-(2)-③-イ 地域福祉活動の推進】

- ◆ 地域住民に対して広く地域福祉の理解を深め、担い手の拡充及び活動への参画を推進するための啓発を実施。
- ◆ こども・子育て世帯、高齢者、障がい者など多様な方が集い、参加し、交流できるサロン、イベントなどの活動が広がるよう、子育て層の交流の場「てをつなごう！」や障がい者や支援者と地域住民など多様な層の交流の場「そよかぜまつり」の実施を支援。
- ◆ 地域の企業や団体、ボランティア等と連携のうえスマホ相談会等を開催するなど、必要な区政情報を受け取ることができるよう、高齢者の ICT リテラシー(注)の向上を支援。

(注) ICT リテラシーとは、インターネット等の情報通信技術を使える能力のことをいう。

【1-(2)-③-ウ 地域包括ケアシステムの推進】

- ◆ 地域で安心して暮らし続けていけるよう、高齢者を支える地域資源や、認知症施策の取組等について積極的に情報発信するなど、区民への総合的な案内・周知を実施。
- ◆ 患者や家族等の在宅療養生活を支えるために、区内医療関係団体（医師会・歯科医師会・薬剤師会・訪問看護事業者連絡会）と介護関係団体との連携をはかるためのネットワークの充実に継続して取り組み、在宅医療・介護サービス等の情報や「人生会議」（注）等を区民へ啓発。
（注）人生会議とは、もしもの時の自分の治療やケアについて前もって考え、家族やかかりつけ医・介護関係者などと話し合う取り組みです。



地域包括ケアシステム

【1-(2)-③-エ 地域の健康づくり】

- ◆ 西区内医療関係団体や健康増進に取り組む団体などと連携し、地域のまちづくり活動の場などで健康づくり啓発活動を実施。
- ◆ 母子健康手帳発行時の保健師個別面談など乳幼児健診の機会をとらまえ、「生活習慣改善指導」、「がん検診の受診」、アスマイル（健康増進のためのアプリ）を啓発。
- ◆ 介護予防とコミュニティづくりを同時に実現する「いきいき百歳体操」の普及を支援。
- ◆ 医療機関や地域団体へ受診勧奨を依頼するなど、特定健診やがん検診の受診率の向上に取り組む。



いきいき百歳体操

基本方針2 こども・子育て施策の充実

<経営課題2-(1) 安心して子育てや教育ができる環境づくり>

取組2-(1)-① 子育て環境の充実

【2-(1)-①-ア こども相談支援・情報発信による子育て支援】

- ◆ 保育士・保健師・家庭児童相談員・心理相談員などの専門職が連携して支援が必要なこどもを早期に発見し相談支援を実施。
- ◆ 教育・保育その他の子育て支援サービスを円滑に利用できるよう、利用者支援員を複数配置し、区の相談体制の充実や子育て支援機関との連絡調整等を実施。
- ◆ 保育施設等に関する情報提供の場「きらぽか保育情報フェア」を開催。
- ◆ 発達障がいがあるこども等の保護者をサポートするため、ペアレントトレーニングを実施。
- ◆ 主任児童委員・子育て支援事業者等も参画する子育て支援連絡会との連携により、子育て支援情報誌「てをつなごう!」を発行するなど、きめ細かに情報を発信。
- ◆ インスタグラムを中心とした SNS 等を活用し、子育て施策などの情報を積極的に発信。



【2-(1)-①-イ 子育てと仕事の両立を支援】

- ◆ 区内の保育施設の充実にむけ、関係局と連携してニーズに応じた整備に努め、子育てと仕事の両立を支援。

【2-(1)-①-ウ 児童虐待防止】

- ◆ 児童虐待の早期発見につなげるよう、子育てにかかる支援情報・相談連絡窓口を広報紙、HP等により繰り返し広く周知。
- ◆ 区内の就学前施設を訪問し、子育て支援室の業務と要保護児童等に関する情報連携の重要性を理解してもらい、情報共有ができる関係づくりを構築。
- ◆ 安全が確認（居住実態が把握）できない児童の状況を確認するため家庭訪問を実施。
- ◆ 育児不安が多い等の産婦を対象（1歳未満まで）に訪問による支援を実施。
- ◆ 「こども家庭センター」において、保健活動グループの保健師と合同で支援策を検討するケース会議を開催するなど、切れ目のない相談支援体制を構築。

【2-(1)-①-エ マンションコミュニティづくり（子育て）】

- ◆ 集会施設等を有するマンションにて、親子が集う「にっしー広場」を引き続き開催。
- ◆ 施設を有していないマンションの親子も参加できる「にっしー広場（公園版）」を子ども・子育てプラザと連携して開催し、あいさつを交わしたり子育て相談のできる身近な仲間づくりを支援。

取組 2-(1)-② 学校教育支援

【2-(1)-②-ア 学校教育支援】

- ◆ 区内小中学校のニーズに応じた教育施策を展開するため、区長（区担当教育次長）と学校長が意見交換を行う「教育行政連絡会」等を開催。
- ◆ 西区教育行政に関して、その立案段階から保護者及び地域住民等の意見を把握し、施策及び事業に適宜反映するため、西区教育会議を開催。こどもの意見反映に向け、具体的な施策を展開する。
- ◆ 各学校協議会の運営状況を把握するとともに、必要な運営支援を実施。
- ◆ 学校施設の狭隘化に伴う教育環境課題の改善に向けた取組み及び学校適正配置に向けた取組を進めるにあたり、教育委員会事務局等と連携しながら西区教育会議や学校協議会等において、保護者及び地域住民に適宜情報提供を実施。
- ◆ 不登校等児童生徒の増加を踏まえ、小学校及び中学校内に設置している子どもの居場所を拡充。また、アウトリーチ型の支援（訪問支援）や新たに不登校未然防止に向けた予防的支援を実施。加えて、児童生徒や保護者を地域で支え合い孤立化を防止できるよう、地域住民等を対象として、不登校への理解を深め、情報交換を行える講演会等を開催。
- ◆ 外国につながる児童生徒の増加に伴い、日本語が不十分な児童生徒・保護者と学校との橋渡しなどのサポートに取り組む。
- ◆ 万博を通じて培った海外への視点を発展させるため、未来の社会を担う区内中学生を海外に派遣し、現地での生活・交流・学びをきっかけに新たな気づきを得るチャンスを提供し、子どもたちの柔軟な思考・主体性・国際感覚の涵養につなげる。

【2-(1)-②-イ 学力の向上】

- ◆ 校長経営戦略支援予算（区担当教育次長枠）を活用。
- ◆ 生徒の英語への興味関心を高め、学習意欲の向上を図る目的から、区内中学校で実施される実用英語検定試験について、受験料の一部を助成。（全中学校対象）
- ◆ 区内小学5年生から中学3年生を対象に、基礎学力の向上等、生徒の習熟度に応じた学力向上及び学習習慣の形成を図るため、公共施設を活用し、夏休み期間に学習塾等の民間事業者による課外授業を実施。
- ◆ 新たに、区内小学校で本の読み聞かせや図書配架を行い、読書環境を整えるとともに、小中学生を対象とした「西区ビブリオバトル」を開催し、子どもたちの読む・考える・伝える力や自己肯定感・創造力を育み、読書習慣の定着と自発的な読書文化の醸成を図る。



実技指導研修

【2-(1)-②-ウ 学校との連携による子育て世帯の支援】

- ◆ スクールソーシャルワーカー（SSW）とこどもサポートネットコーディネーターを配置し、小中学校と連携して学校生活等の課題を抱えたこどもと世帯を支援。
- ◆ スクールカウンセラー（SC）を配置し、区内の全小中学校を対象として、児童生徒や保護者、教職員への相談体制を充実。

基本方針3 区長の権限・責任の拡充と区民参画のさらなる推進

<経営課題3-(1) ニア・イズ・ベター(注)を徹底するための区役所づくり>

(注)ニア・イズ・ベターとは、住民に近いところで行われる決定ほど望ましい、という地方分権の基本的な考え方のことをいう。

取組3-(1)-① 区民の声が反映される区政の推進

【3-(1)-①-ア 行政情報・地域情報の発信】

- ◆ ホームページ、LINE や Instagram などの SNS を活用して区政情報や区の魅力を発信。各種 SNS が活用できることを認識いただくため、広報媒体の周知チラシを転入届などの手続き時やイベント等で配布。
また、ハッシュタグ募集などの登録促進を図る仕組みづくりなど、あらゆる機会をとらえて周知及び登録数増加策を強化。
- ◆ 二次元コードの活用による区広報紙（紙媒体）とホームページ・各種 SNS（電子媒体）を活用した動画配信など、より区民の皆さんに見ていただきやすい情報発信を推進。
- ◆ 特に窓口での諸手続きについては、事前準備も含めわかりやすく動画で紹介。
- ◆ 万博の盛り上がりが行政と市民、また市民間の SNS 等のやりとりによって醸成された側面を踏まえ、SNS を活用した手軽に参加できるアンケート等を実施し、双方向のコミュニケーションを図り区民が参画する区政を推進。
- ◆ 地域活動などをはじめとした取組や活動にスポットをあてたショート動画を発信し、地域活動への参画を促進。
- ◆ 区広報紙をより多くの方に手にとっていただくため、より区民にスポットを当てた活動写真やイベント開催時の写真を多用し、一層見たいと思える紙面建てを継続。

【3-(1)-①-イ 多様な区民の意見やニーズの把握】

- ◆ 無作為抽出による区民へのアンケート調査を実施し、その集計結果をホームページなどで公表。
- ◆ 行政オンラインシステムによる回答の誘導や設問数を絞る
- ◆ ことなどで回答率の向上を図る。

【3-(1)-①-ウ 区政会議】

- ◆ 地域の代表により構成される西区区政会議を適宜開催し、前年度の区政運営について評価いただくとともに、次年度の運営方針や予算策定にかかり意見を聴取。



区政会議グループ討議

- ◆ 大阪公立大学と連携し、ICT 技術を活用した地域課題への意見募集を実施し、その分析情報を得ることで EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング：証拠に基づく政策立案）を意識した議論を促進する。
- ◆ 会議での活発な議論を促して建設的な意見をいただくため、委員アンケートなどを活用して会議運営方法についても一層の改善を図る。

【3-(1)-①-エ 区内官公署との連携】

- ◆ 警察署、消防署をはじめ区内官公署のトップが一堂に会し区政に関する意見交換を行う「行政連絡調整会議」を必要に応じて開催し、関係機関との連絡を確保することで区民の声に迅速に対応できる体制を構築。

取組 3-(1)-② 窓口改革

【3-(1)-②-ア 待ち時間の改善】

- ◆ 窓口での混雑緩和、待ち時間の短縮を図るため、以下の取組を実施。
 - 1) 住民情報・戸籍窓口で「受付待ち人数」、「受付済み番号」、「住民票・印鑑証明等書類の出来上がり番号」がスマートフォン等でほぼリアルタイムに確認できる「西区なう」を周知。
 - 2) マイナンバーカードを使ったコンビニでの証明書発行、マイナポータル、行政オンラインシステムによる各種手続きを広報。
 - 3) 区役所庁舎内の ICT 機器である行政キオスク端末、キャッシュレス決済端末、申請書作成支援システムの効果的な活用。

【3-(1)-②-イ 区役所来庁者に対するホスピタリティの向上】

- ◆ 区役所に来庁された方が快適で利用しやすいように、待合スペース等の整備をはじめ、庁舎案内やポスター等を見やすく掲示するなど、引き続き来庁される方の目線を意識した環境整備を実施。
- ◆ 継続的に職員接遇研修を実施するとともに、各担当での OJT、取組みの情報共有、毎月の検証を実施することで、窓口において満足度の高い接遇・対応力の向上を図る。



区役所窓口の木質化

取組 3-(1)-③ ICT を活用した効率的な区行政の推進

【3-(1)-③-ア ICTによる手続きの普及】

- ◆ マイナンバーカードの有効な活用方法等について周知を促進。
- ◆ 行政オンラインシステム等を活用した手続きの手法の普及促進により、区民の利便性の向上を図る。

* 行政オンラインシステムを利用してできること

- 1) パソコン、スマートフォン等を使用した申請書の入力・送信
- 2) 窓口への来庁予約

【3-(1)-③-イ 不適切な事務処理の改善】

- ◆ 区民に信頼される区政運営を進めるため、コンプライアンス（注）研修の実施や、本市で発生した不適切な事務処理事案と改善策の共有等により、職員のコンプライアンス意識の向上と適切な事務処理を促進。

(注)コンプライアンスとは、法令等をしっかり守ることを基本とし、全体の奉仕者として、法令の奥にある市民の要請を理解し、これに応じていくことをいう。